随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（教育委員会事務局分）（令和5年8月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	生徒指導課	340-3478	いじめ・暴力防止（CAP）プログラム実施業務	特定非営利活動法人えんぱわめんと堺／ES	8,877,000	R5.8.31	CAPプログラムは、他のいじめ・暴力防止プログラムとは異なり、虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクト）・体罰・性暴力の内容も含まれている唯一のプログラムであり、子どもたちが「友だちに相談する。先生に相談する。あたり前と思っていたんだけれど違うんだ。」などの気づきから自分を守る行動をとる基礎を学ぶことができる。特に「セーフシティさかい」の取組において、性暴力を抑制するメッセージをすべての市民に伝えている堺市として、児童生徒を性暴力の当事者にしないためのプログラムは小学校・中学校段階で重要であると考え、平成１１年度からCAPプログラムを採用している。 CAPプログラムは、CAPに関するすべての権限を持つICAP（International Center for Assault Prevention)に日本で許可されているCAPトレーニングセンターであるNPO法人CAPセンター・JAPANが行う「CAPスペシャリスト養成講座」を受講したCAPスペシャリスト（CAPプログラム実践者）のみが、「CAP活動認定書」の発行を受けて、プログラム実践活動を行うことができる。 堺市においてCAPセンター・JAPANエリアと覚書を交わすことで認可された団体は、令和5年度現在、NPO法人「えんぱわめんと堺／ES」のみである。 堺で長年実績を重ねており、きょうだい児童生徒についての引継ぎもでき、CAPプログラムにより子どもの命にかかわる虐待について学校、他機関と連携して対応した例もある。性被害についても誰にも相談できなかった児童生徒が、身近な大人に相談するきっかけとなった。 当プログラムはいじめや子ども同士の暴力防止だけでなく、自分の心とからだを大切にするための人権意識を育むとともに、あらゆる暴力から自分を守る方法を考えるプログラムであり、堺市の子どもたちに引き続き高い効果が見込まれることから、当該団体に委託する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									